

会社法をめぐる最近の動向に対する私見（１）

—会社法改正中間試案について—

末 永 敏 和

一 はじめに

2005年（平成17年）に会社法が成立し、翌年から施行された。同法は、従来、存在していた商法会社編、商法特例法、有限会社法などの会社に関する諸法律規定を統合し、単行法として独立法典化するものであった。同法は、有限会社のような小規模閉鎖会社から上場会社のような大規模公開会社までを横断的に規制するものであって、それだけにメニュー提示型となっており、他方、定款自治の範囲が広く認められるに至り（ということは多数派株主および経営者の発言力を強めるということである）、逆に言うと、「株主（特に少数派）・債権者保護」が、従来から諸文献において当然のように認められてきた会社法の目的から外されたように思われる。

実際、会社法の施行後、少数派排除（いわゆるスクウィーズアウト）という動きが会社法上の様々の手段（後述の株式併合、全部取得条項付種類株式、現金合併など）を講じて会社法実務としても多数発現し、これにはさすがに行き過ぎとみる見解が多くなったためか、会社法の成立後、10年弱を経て、2014年（平成26年）に、会社法改正が成立し、強くなり過ぎた多数派株主および経営者の会社支配力を弱め、少数派株主・債権者を擁護する方向での諸改革、すなわち、独立性の高い社外取締役の半強制設置（会327条の2）、少数派を会社から排除する可能性のある、株式併合（会182

条の3)、全部取得条項付種類株式の採用(会171条の3)、合併等事業再編時(会784条の2、796条の2、805条の2)における差止請求権の認容等がなされた。なお、その裏で扎扎实り、1人株主にすることが「経営の効率性」を高め会社の利益に資するとの理由で、多数派や経営者にとって都合の良い特別支配株主による株式等売渡請求権のような制度(会179条～)も実現していた。

しかし、会社法、特にコーポレートガバナンス(企業統治)の改革については、2014年(平成26年)改正後も、法務省法制審議会の会社法制(企業統治等関係)部会は検討をまもなく開始し、2018年(平成30年)2月14日には、「会社法制(企業統治関係)の見直しに関する中間試案」(以下、「試案」という)を世間に公表し、各界のこれに対する意見(パブリックコメント)が求められた。

本稿は、コーポレート・ガバナンス改革に関して、2005年(平成17年)の会社法制定を出発点として、その後の2014年(平成26年)改正を見た後に、試案の意義について、私見を若干述べることにする。なお、このようにいわれる「ハード・ロー」の改革のほか、東京証券取引所の規則による上場会社向けのコーポレートガバナンス改善のための動きも並行してみられる(平成30年3月26日「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」)。このような実務界における自主的な改革は一般には「ソフト・ロー」と呼ばれる。しかし、本稿では、まずは、ハード・ローの改正の動きを中心に据えて論じることにして、ソフト・ローについては次回以降に論じることにした(なお、「コーポレートガバナンス・コード」の正式改訂は、平成30年6月1日になされた)。

二 平成26年(2014年)改正法におけるコーポレート・ガバナンスの強化に関する改正の概要と施行後の状況

1 法務省「平成26年改正会社法 コーポレート・ガバナンスの強化に関する主な改正の概要と施行後の状況」(平成28年11月17日)¹について

同報告では、取締役会の監督機能を強化することを目的として、社外取締役をより積極的に活用すべきであるとの指摘に基づき、平成26年改正法は、コーポレート・ガバナンスの強化等を目的として、①新たな機関設計である監査等委員会設置会社の創設（会2条11号の2、399条の2～）、②社外取締役のあり方に関する規律の見直しとして、A. 社外取締役等の要件の厳格化、B. 社外取締役を選任しない場合の社外取締役を置くことが相当でない理由の株主総会における説明義務の新設を主な改正点とした。改正法により、日本企業に対する内外の投資家からの信頼が高まり、日本企業に対する投資が促進され、ひいては、日本経済の成長に寄与することが期待されるという。以下、同報告について紹介、検討する。

① 監査等委員会設置会社の創設

平成26年改正前の上場会社のほとんどが監査役会設置会社であったが（平成17年の会社法下では、ほかに社外取締役を過半数入れた指名委員会、報酬委員会、監査委員会を取締役会内に置き、執行と監督を分離する執行役制度を導入する委員会設置会社という形態も認められていたが、これを採用する上場会社は少数にとどまった）、監査役制度について、監査役は、取締役会における議決権を有しておらず、業務執行者の選解任等の人事に関与することができないため、業務執行者に対する監督が十分でない、監査役会設置会社は、2名以上の社外監査役を置く必要があり、これに加え

1 法務省のホームページに掲載されている。

て、社外取締役を置くことは重複感・負担感があるという問題点があるので、取締役会が業務執行者を監督する権限を強化するため、社外取締役が委員の過半数を占める監査等委員会が、監査を担うとともに、株主総会における、業務執行者を含む取締役の人事に関する意見陳述権を有する、「監査等委員会設置会社」制度を創設する結果、監査等委員会は、株主総会における、取締役の人事（氏名及び報酬）に関する意見陳述権を背景に、取締役会における取締役候補者の指名、業務執行者の選定及び取締役の報酬に関する決定に関与し、監査当委員会は取締役3名以上で、その過半数は社外取締役でなければならないため、社外取締役が最低2名必要となるため、監査役制度に関する問題点を解消できる、とする。

平成26年改正法施行後の状況であるが、監査等委員会設置会社への移行手続きを経ている上場会社は、平成28年9月1日現在で、688社（全上場会社の約19%）に上り、移行方針を表明している会社は700社を超えているという。一方で、移行後初めての平成28年の定時総会において、取締役の人事についての監査等委員会の意見が表明されている会社は多くなかったことから、取締役の人事に関する意見陳述権を適切に行使する運用実態が期待されるという指摘もあるという。

私見：監査役（会）設置会社と監査等委員会設置会社（従来の委員会設置会社は指名委員会等設置会社と名称変更された）の差異は、監査役（会）の設置の有無である。監査役（会）という業務執行機関である取締役会から独立した機関からの業務執行の監督（厳密には監査）であるのか、業務執行機関内での監督であるのかは、大きな違いがあり、監査等委員会は、取締役会自体が業務執行の監督を職務とするが（会362条2項2号、3号）、監査等委員会は監督に特化した取締役組織であるといえよう（報酬も別個に定められ、個別額については監査役会と同様、監査等委員の協議によって決定する：会361条2項、3項）。その監督は社外取締役を過半数とすることによって、より強化されることが期待される。しかも、監督の範囲は適（龍法'18）51-1, 46（46）

法性だけでなく、妥当性にも及ぶ。しかし、業務執行内部の監督である限り、その権限の発揮に期待するのは無理であろう。たとえ株主総会における取締役の人事（指名及び報酬）に関する意見陳述権（会342条の２）を背景に取締役会における取締役候補者の指名、業務執行者の選定及び取締役報酬に関する決定に関与できるといっても、取締役会が事実上、代表取締役に支配されている現状では実効性に欠けるといわざるを得ない。また、監査等委員会設置会社の社外取締役は最低２名でよいのであるから、代表取締役等の業務執行取締役をコントロールすることは困難であるといわざるを得ない。せいぜい外部からの意見やアドバイスを期待するというのが社内出身の代表取締役・業務執行取締役の本音であろう。であるからこそ、平成26年改正法施行後に監査等委員会設置会社に移行する会社が全上場会社の２割を超えたのであろう。

この点、監査役（会）は、業務執行機関外の第三者機関であるから、（４年という任期の長さとも相まって：会336条１項）独立性が高く、その監査の範囲が適法性に留まるにせよ、業務執行に対し、毅然とした意見が言えるし、業務執行者にとっては煙たい存在である。また、適法性監査に重点が置かれることから、社外監査役は一般に専門性が高い者（大学教授、弁護士等）が選任される傾向があり、その意味で存在価値があり、これを推し進めるとするなら、現状の半数以上（会335条３項）をより一歩進めて過半数とすべきである。さらに、一歩を進めるとすれば、違法行為を行った取締役の解任権を監査役（会）に与えるべきである。

以上からすると、監査等委員会設置会社は、適法性（健全性）確保よりは、妥当性（効率性）確保に重点を置いた制度であるといえる。すなわち、監査等委員会設置会社制度は、日本経済の低迷脱出を狙った改革の一方策と位置付けられよう。このようにして、監査等委員会設置会社では、監査役会設置会社に比べて、適法性確保という点での後退が危惧される。

② A 社外取締役等の要件の厳格化

平成26年改正前は、株式会社または子会社の業務執行者は、当該株式会社の社外取締役となることができないが、株式会社の業務執行者の近親者や、株式会社の業務執行者は、当該株式会社の社外取締役となることができたため、これらの者には、株式会社の業務執行者等に対する実効的な監督を期待できないとの指摘に応え、社外取締役の要件を厳格化し、株式会社の親会社の業務執行者等、兄弟会社の業務執行者等、業務執行者等の近親者についても、社外取締役となることができないものとした。

私見：これについては、社外取締役の独立性に寄与するものとして評価できよう。このように確かに、社外取締役の「欠格要件」については他国並みに近付いているが、アメリカ（や中国）などは、社外取締役と呼ばず、「独立取締役」と呼んでおり、東京証券取引所では独立取締役に近づく試みが早くからなされてきたが、法律はそれを追う結果となっている（東証では独立社外取締役と社外取締役を区別し、選任状況の結果を公表しているが、両者間の選任会社数や1社あたりの役員数に違いがある：後述）。ならばいっそのこと、社外取締役と呼ばないで独立取締役に名称変更してはどうであろうか。もう1点、監査役（会）設置会社または監査等委員会設置会社では、社外取締役候補者は取締役会（実質的には代表取締役）によって決せられるが（なお、後者では監査委員の取締役の選任議案は、他の取締役の選任議案と区別し、かつ、監査役と同様、監査委員会が（代表）取締役に提出請求することができる：会329条2項、344条の2第2項、343条2項）、取締役会とは別に（できれば第三者委員会として）「社外取締役候補推薦委員会」とでも呼ぶべきものを置くことが社外取締役の独立性をより高めるであろう²。

2 韓国の例として、李孝慶「韓国における社外取締役制度に関する最近の動向」龍谷法学50巻4号377頁参照。

Ｂ 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務等の新設

平成26年改正法では、監査役設置会社において、取締役会の業務執行者に対する監督機能の充実という観点から、業務執行者から独立した立場にある社外取締役の監督機能を活用すべきであるとの指摘を受けて、社外取締役の導入を促進するため、社外取締役を置いてない株式会社のうち一定の要件を満たすものは、社外取締役を置くことが相当でない理由を、定時株主総会において説明すること等としたが（いわゆるcomply or explain原則）、改正法を契機に、上場会社については、取締役である独立役員を一名以上確保する努力義務が東京証券取引所の上場規則に規定され（有価証券上場規程445条の４。平成26年２月10日から施行）、また、コーポレートガバナンス・コードにおいて独立社外取締役の２名以上の選出が求められている（原則４－８。平成27年６月１日から適用）。改正法の施行後、このような企業法制ともあいまって、社外取締役を選任している会社が大幅に増加している（東証一部上場会社では、平成27年７月時点で、94.3%、平成28年７月時点で98.8%に達している）という（東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況＜確報＞」2016年７月27日³）。

私見：法律、特に強行法規が多い会社法においては、服従か説明か（comply or explain）というような、つまり社外取締役の選任に仕向けるようなあいまいな規定は置くべきでない（社外取締役を置くなら置くと規定すべきである）。さらに、社外取締役の員数であるが、東証のいう独立社外取締役ではなく、社外取締役が東証一部上場企業の98.8%であって、１社あたりの社外取締役は東証一部でも平均2.43人に留まっている。しかし、取締役会の監督機能を高めるには、最低２名、諸外国に見られるように、究極的には社外取締役の員数を過半数とするほかないと思われる。

３ 東京証券取引所のホームページに掲載されている。

2 平成30年2月14日「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案」へ

平成26年改正会社法の改正法附則25条においては、「政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。

この検討条項の趣旨に従い、平成29年2月9日に開催された法制審議会第178会議において、金田法務大臣から、法制審議会に対し、「近年における社会経済情勢等の変化に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい」という諮問（諮問第104号）がされた⁴。

これを受け、法制審議会に部会が設置され、平成29年4月から、同部会における調査審議が開始された。そして、平成30年2月14日に開催された第10回会議において、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」⁵（以下、単に試案と呼ぶ）が取りまとめられるとともに、事務当局において、試案について意見公募手続きを実施することなどが了承された。そこで、事務当局である法務省民事局参事官室において、試案について意見公募（いわゆるパブリックコメント）手続きが実施された（実施期間は平成30年2月28日～4月13日）。この意見公募を経て、2018年度に要綱案をまとめ、政府は来年度（2019年度）の通常国会に会社法改正案の提出

4 法務省参事官室「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（平成30年2月）1頁。以下、単に「補足説明」と呼ぶ。法務省のホームページに掲載されている。

5 法務省のホームページに掲載されている。本稿の最後に、参考として掲載している。

を目指すと思われる。なお、意見（185件）の概要については、法制審議会会社法制（企業統治関係）部会第11回会議（平成30年5月9日）の資料18として掲載されている（ホームページ参照）が、本稿には殆んど反映できなかった。

三 試案の検討⁶

第1部 株主総会に関する規律の見直し

① 株主総会資料の電子提供制度

- a. 定款の定めにより、株主の個別の承諾がなくても、会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（株主総会資料の電子提供制度）を導入する。
- b. 電子提供制度を採用した会社は、次の事項などを記載した招集通知のみを発送する。

- ・株主総会の日時及び場所
- ・株主総会の目的である事項
- ・電子提供される事項（電子提供措置事項）に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

- c. 株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの記載事項は、上記b. のウェブサイトに掲載する（調査機関による掲載状況の確認など、電子公告の方法に準じた方法が想定されている）。

- d. 電子提供される事項について書面の交付を希望する株主は、株主総会基準日までに書面交付の請求を行う（実際の書面の交付は株主総会の日の2週間前まで）。

② 上場会社への実質的強制適用

6 以下、試案の概要については、横山淳「会社法制（企業統治関係）中間試案の概要」（大和総研2018年3月22日）のまとめを参考にしたが、若干の補正を加え、かつ、その評価については、私見とは全く異なっている。

- a. 振替機関（ほふり）は、①の定款の定めがある会社の株式しか取り扱うことができない。
- b. 改正法の施行日において既に振替機関の取扱い対象となっている株式の発行会社（上場会社等）は、施行日を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなす。

図表1 電子提供制度の下での招集通知の発送期限、電子提供措置開始日に関する案

招集通知の発送期限	電子提供措置開始日
【A案】株主総会の日の4週間前まで	【A案】株主総会の日の4週間前の日又は株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日
【B案】株主総会の日の3週間前まで	【B案】株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日
【C案】株主総会の日の2週間前まで	

株式振替制度の利用を、電子提供制度に関する定款の定めがある会社に限定することにより、上場会社に対する実質的な強制適用が予定されている。それに伴い、上場会社における①d. の書面交付請求の仕組みとして、振替制度、特に、振替機関（ほふり）や口座管理機関（証券会社など）を活用することが想定されているという。

以上、株主総会資料の電子提供を定款で規定すれば、個別株主の同意がなくても、これを可能とし、上場会社等については、定款変更をしなくてもみなし規定を設けることによって、この制度を利用できるようにするというのが試案の趣旨であろう。その目的は、株主総会資料について、印刷や発送コストの削減に加え、株主への早期の情報提供、内容・情報の充実などが期待されるという⁷。しかし、株主への早期の情報提供は、電子提供でなくてもできるし、内容・情報の充実は期待するだけであって、それを期待するなら法制化すべきであろう。印刷コストは確かに多少削減され

7 補足説明2頁。

るかもしれないが、発送コストについては、株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項（議題）、電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレスを記載した招集通知は発送しなければならないのであるから、発送コストの削減は大したものではないと思われる。ならば一層のこと、招集通知の発送自体を不要にして、招集通知自体を電子提供できるようにした方がコスト削減に資すると思われる（なお、試案第１の４(２)①注２は、株主が書面交付請求できない旨を定款で定めることができるかどうかについては検討課題としているが、招集通知の発送自体の電子提供は想定していない）。会社が前の年の招集通知に、翌年から招集通知発送を不要にすることを伝達できるというように法律改正すればよい。証券会社等は、この旨を投資者に伝達する協力をすべきである。

電子提供措置開始日及び招集通知の発送期限については、日本弁護士連合会^８（６頁）は株主の経営陣との交渉能力又は意欲が増している現在、法律による介入は両者ともに３週間程度で十分であるとするが（Ｂ案採用）、ここでいう株主は機関投資家を想定しているものと思われる。能力又は意欲を欠きがちな一般株主を想定すれば、より早い４週間（Ａ案）の方がいいと思われる。なお、上場会社等（振替株式発行会社）に定款変更決議のみなし規定を設けることについては異存ない。また、インターネット利用率が高齢者になるほど低くなっている現状（いわゆるデジタル・デバイドの問題）を見て、電子提供措置事項を記載した書面の交付請求権を株主に認めるべきとする日弁連の考え方（９頁）は支持できる。さらに、EDINET（金融庁の開示用電子情報組織）の利用の可否等についても検討事項とされているが（試案第１の後注２）、これを認めてよく、その際スマートフォンでの利用を可能にすべきである（日弁連１３頁も同旨）。

８ 日本弁護士連合会（以下、「日弁連」と略称する）「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見」2018年（平成30年）3月15日。同会のホームページに掲載している。

第2 株主提案権

- ① 株主提案できる議案の数の制限（下記図表2の4案併記）
- ② 株主提案の内容による制限（次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない）

・株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行ったとき

・株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき

・株主が専らその株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき

・株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき

図表2 株主提案権の行使により提案することができる議案数の制限の案

	議案の数	役員等（注1）選任・解任議案の取扱い
【A1案】	5以内	人数にかかわらず1議案とカウント（注2）
【A2案】	5以内	制限の対象から除外（ノーカウント）
【B1案】	10以内	人数にかかわらず1議案とカウント（注2）
【B2案】	10以内	制限の対象から除外（ノーカウント）

（注1）ここでの「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、会計監査人をいう。

（注2）同じ株主総会に取締役の選任議案と監査役の選任議案を提案するとき、どのようにカウントするかについて、中間試案には明記されていない。役職ごとに1つ、2つと数えることはせず、まとめて1議案とすることを想定しているようであり、他方、選任議案と解任議案については、それぞれ1議案（両方出すのであれば2議案）とカウントすることが想定されているようであるという。

試案は、いわゆる株主提案権の権利行使の濫用に対する制限をもくろむものである。株主提案権は、昭和56年（1981年）に株主総会活性化策の1つとして法定化され、会社法でも受け継がれたが（会303条～305条）、提案拒否事由については、現在、明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱するものと認められる場合（会施規93条1項括弧書き）、法令若しくは定款に違反する場合及は実質的に同一の議案につき議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していな

い場合（会304条但書）に限られ、提案数の上限についての規定はなかった。

まず、提案数の上限設定（試案第2の1－会社法305条1項の議案要領通知請求権）については、近年、1人の株主により膨大な数の議案が提案されて、株主総会の審議の時間等が無駄に割かれ、会社の最高意思決定機関としての機能が害される事例が発生したことを受けての提案であるが、確かに1人当たりの議案提案数に制限をかけるのは意義があるが、会社の規模、株主数などにより上限は異なってくると思われ、そこは（権利濫用の範囲は）定款自治に任せればよいと思われる。法律で上限を定める意義が分からない。上限を法律で定めるとなると、議案の数の数え方など細かいことまで考えるという無駄な努力をしなければならなくなるのである（試案第2の1の注、補足説明17頁）。

内容による提案の制限（試案第2の2－会社法304条の議場における議案提案権及び305条1項の議案要領通知請求権）も、提案された制限事由はそれぞれに字句や解釈に幅があり、議論することにそれほど意味があるとは思えない。すなわち、現行法以上に権利濫用を規制する詳細な規定を設ける必要があるとは思えない。会社経営者（又は法務部）のためにそこまで国が法律でもって配慮してあげる必要があるのか、パターンリズムとして、疑問を禁じ得ない。

以上、提案権に関する試案は、全体に、株主総会の活性化、株主と会社経営者との対話とは、逆方向の改正提案であり、基本的立場に賛成できない。なお、試案第2の後注は、株主提案権の行使要件のうち、300個以上という持株要件を引き上げ、又は削除すべきであるという指摘が部会内であったというが、試案はこれをなお検討するものとされ、「補足説明」（21～23頁）は、（これを否定するという意味で）まともな議論を展開しているといえる（日弁連16～17頁も同旨）。

第2部 取締役等に関する規律の見直し

(1) 取締役等への適切なインセンティブの付与

A 取締役の報酬等

① 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めているときは、取締役報酬議案を提出した取締役は、その株主総会において、その方針の内容の概要、提出した議案がその方針に沿うものであると判断した理由を説明しなければならない。

② 株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項の明確化

③ 上記②の見直しを行う場合における、株式報酬に伴う金銭の払込みなど（3案併記）

（A案）株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする

（取締役（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可）。

（B案）新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（取締役であった者を含む）以外の者による新株予約権行使は不可）。

（C案）見直しは行わない。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任（両論併記）

（A案）取締役の個人別の報酬等の内容について定款の定め又は株主総会決議がないときは、株主総会決議による取締役（例えば、代表取締役）への授権がない限り、取締役会の決議によって定めなければならない（代表取締役等への再一任はできない）。

（B案）上記の見直しを行わない。

⑤ 事業報告における会社役員の報酬等の開示の拡充（個人別の報酬等の開示は、なお検討）

取締役の報酬規制の趣旨は、従来、お手盛り防止にあるとされてきたが、近時、取締役の職務の適切な執行に対するインセンティブを付与する手段として捉え、会社法の規律としても、取締役の報酬等がそのような手段として適切に機能するものとなるよう見直しが必要であるとの議論に基づき、試案は以上のような提案を行っている（補足説明23頁）。一般に人を動かす手段は、人事と報酬にあることは、常識であるが、株式会社にこれを当てはめると、取締役の人事や報酬を決定する権限は、主権者である株主（その総体としての株主総会）にあるというべきであり、現行会社法もそれを前提に報酬規制を定めている（会361条）。

そのような観点から試案を眺めると、①については、「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めているときに限定しているが、部会内の意見にもあるように（補足説明24頁）、この方針を定めることを義務付けるべきである（試案第1の1(1)の（注2）はこれを検討事項としている）。

次に、②については、③とセットで考えるべきであり、要するに、ストックオプション（株式又は新株予約権の交付）を取締役の報酬とする場合、現行法実務におけるストックオプションを付与する際の複雑な構成（補足説明24～28頁参照）を、法律として一本化し、これを明文化して株主総会（普通）決議を要求する趣旨の方向での提案とみられる。しかし、私見では、ストックオプションは、平成14年（2002年）商法改正下と同様、いずれにせよ有利発行となる（既存株主の持株比率の低下及び希釈化による経済的損失が生じる）から、株主総会の特別決議が必要であると解するので、③についてはC案（現行法を見直さない）に賛成する。

さらに、④については、取締役の個人別の報酬等に係る決定の再一任として、実務上これを可能とされているのに対して学説の批判が強かったことを考慮して、再一任するには株主総会の決議を要するものとする（A案）か、現状実務に配慮して現行規律の見直しをしないとする（B案）かが問

われている。私見は、取締役の報酬は個人別に株主総会で決定すべきであると考えから、この点についてはどちらでもいいと考える（例外的に取締役会に一任すると株主総会で決定した場合には、再一任もできると解するから、B案でよい。しかし、株主総会が一任した以上、民法645条により事後に個人別の報酬を開示すべきである）。

なお、⑤は会社役員の報酬等に関する事項について、公開会社における事業報告による情報開示の充実を図る方向での提案であり、特に異存はない。しかし、前述のように、個人別の報酬等の開示はすべきである。

B 会社補償

会社法上、会社補償に関する明文の規定を設ける。

① 補償契約の内容の決定は、取締役会決議（取締役設置会社以外の会社は株主総会決議）によらなければならない。

② 会社とその取締役・執行役との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない。

③ 会社法上の公開会社は、事業報告において、次の事項を開示しなければならない。

- ・補償契約の相手方
- ・補償契約の内容の概要

会社補償とは、役員等がその職務執行に伴い第三者から責任の追及を受けた時に、その費用や賠償について会社が補償するというものであり、「職務執行の萎縮を防ぎ、適切なインセンティブを付与するため」（補足説明31頁）、明文で利害相反性を否定し、一定の範囲と手続の下、これを正面から認めようとするものであり、法律で会社がこの役員の責任を救済しようとするものであり、適法かつ妥当な業務執行の確保という観点からは、到底認められない。しかし、試案がここまで会社実務に配慮するとは恐れ

入る。

C 役員等賠償責任保険（D & A）契約

会社法上、役員等賠償責任保険契約に関する明文の規定を設ける。

① 役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議（取締役会設置会社以外の会社は株主総会決議）によらなければならない。

② 役員等賠償責任保険契約のうち、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制を適用しない。

③ 会社法上の公開会社は、事業報告において、次の事項を開示しなければならない。

- ・役員等賠償責任保険契約の被保険者
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

D & A保険についても、上記Bに述べた立場から全般的に明文化には反対である。保険契約に相当する分を役員報酬として上積みすればいい話である（取締役が保険会社と契約すればよい）。なお、D & A保険契約を会社が保険会社と締結することは、会社と取締役の利益相反性が顕著であり（補足説明37頁）、その場合には株主総会の承認が必要であるとする（会社実務は違法である）。取締役会設置会社において契約締結に取締役会決議だけでよいとする日弁連の意見（31頁）、その他、全般的に試案に賛成する見解（30～34頁）は、支持できない。

(2) 社外取締役の活用等

① 社外取締役と業務執行

a. 利益相反などの状況において、その都度、取締役会決議によって、業務執行を社外取締役に委託することができる。その社外取締役は、委託を受けた行為を行ったとしても、会社法上、社外取締役の要件に反すること

にはならない。

b. 業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、上記a. により社外取締役に委託することはできない。

② 重要な業務執行の決定の取締役への委任（両論併記）

（A案）監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって重要な業務執行の決定を個々の取締役に委任することができるものとする。

（B案）上記の見直しを行わない。

④ 社外取締役に置くことの義務付け（両論併記）

（A案）監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役に置かなければならない。

（B案）上記の見直しを行わない。

まず、①（試案第2の1）は、例えば取締役が会社を買収する場合（MBO）に、会社・取締役間に利害相反を生じるので、取引の公正さを担保するため、対象会社の社外取締役が、対象会社の独立委員会の委員として、当該MBO等の検討をするだけでなく、交渉等の対外的行為を伴う活動をしている実務を試案は法律で正面から認めようとする（お墨付きを与える）ものである（補足説明40～41頁参照）。なお、従来アメリカで行われてきた、買収対象会社を担保に買収資金を金融機関等から資金到達を行ってする買収（いわゆるLBO）に倣い、MBOを行う際に自社の財産を担保に買収資金の調達を金融機関等から受けることは、取締役全員が利害関係者となるので、株主総会の承認が必要であると考ええる。私は、MBO自体が少数派株主を追い出し、経営者（取締役）が自社を全株保有の下に置き、非上場会社化を図るもので、これをもって経営の合理化が図られるなどとの理由で正当化する議論には、ついていけない（一般に上場会社のMBOは株主

共同の利益を害するものとして違法である）。

なお、親子会社間の取引のように、（親会社か子会社か、その両方かの？）支配株主と少数株主の利害対立が生じる場合に、会社と取締役の間に利害相反が生じる恐れがある（その結果、株主共同の利益を損なう恐れがある）ので、試案はこの場合にも備えた提案であるとするが（補足説明41頁）、通常、会社と取締役の間に利害相反が生じるとは思えない。取締役の適法、妥当な業務執行（意思決定を含め）に任せればよいと考える。

次に、②（試案第２の２）は、会社法362条２項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の一部の取締役（代表取締役・業務執行取締役）に取締役の過半数が社外取締役であることその他の要件の下に委任できるかどうかを問うものであるが、これを認めることによって、指名委員会等設置会社に実際上近付くことになるが、目標（超短期計画）決定・監督と執行の分離を進めるものとして、これ（Ａ案）を支持してよいと考える。

最後に、③（試案第２の３）は、平成26年改正により規定した会社法327条の２で採用したいいわゆる「服従又は説明の原則」を一歩進めて、社外取締役を上場会社等において少なくとも１人の社外取締役を設置することの是非を問うものである。補足説明45頁にあるように、平成26年度には東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率が64.4%（東証１部では74.3%）であったのが、平成29年度には96.9%（東証１部では99.8%）と上昇しており、Ａ案はこれを追認するに過ぎず、Ｂ案はこれにすら反対するものであり、実態すら無視するものとして是認できない。社外取締役には、「業務執行者から独立した客観的立場から会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との間の利益相反の監督を行うという役割を果たすことが期待されている」というＡ案の立場と、「社外取締役を置くことの義務付け等のコーポレートガバナンスに関する規律は、企業価値を向上させることにつながるからこそ講ずべきもので

あって、社外取締役を選任したことが企業価値を向上させた否かが実証研究等によって明らかでない」段階で社外取締役という措置を講ずるのは、時期尚早であるとするB案の立場が対立しているというが（補足説明45～46頁）、企業価値には適法性（健全性）の確保のように数値化が困難な部分があることを認識すべきである。上述したが、社外（独立）取締役は諸外国においてその効用が評価されているからこそ導入されているのであって、上場会社等においては1人といわず、取締役の過半数を社外（独立）取締役として選任すべきであると考えべきである。

第3部 その他

(1) 社債の管理

① 社債管理補助者

- a. 社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）。
- b. 社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う。
- c. 社債管理補助者は、次の権限を有する。
 - ・ 社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限
 - ・ 委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済を受けるなどの権限（社債の全部についてするその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要なものもある）
 - ・ 社債権者の請求に基づいて社債権者集会を招集する権限
- d. 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置）をしなければならない。
- e. 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をすると

きは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

f. 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

e. 社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様（銀行、信託会社など）とする（社債管理補助者の担い手に、弁護士等を加えることについて「なお検討する」とされるが、証券会社は担い手として想定されていない）。

② 社債権者集会

a. 社債権者集会決議による社債の元利金の減免を可能とする。

b. 社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする。

まず、①（試案第１の１）は、我が国において、実務上、社債管理者を置くことが少ないという現状を踏まえ（会702条但書参照）、社債権者のために社債の管理の補助を行うことを第三者に委託することができるようにする制度として、社債管理補助者制度を新たに設けるものとしている。ここは日弁連の意見（39～50頁）に従い賛成する（ただ、会社法施行規則170条を改正して資格（第１の１(2)の注参照）を弁護士等に与えるべきであるという意見は、業界の活動領域拡大の意図を感じる）。

次に、②（試案第１の２）は、要するに社債権者集会の合理化を目指すものであるが、日弁連の見解（50～53頁）に従い、賛成する。

（２）株式交付

他の会社を子会社とするために、その株式を譲り受け、それと引換えに自社の株式を交付するための手続（株式交付）を整備する。株式交付を実施する場合、会社法199条１項（新株発行等）の手続は不要である。

① 譲り受ける子会社となる会社（株式交付子会社）の株式の数の下限、交付する親会社となる会社（株式交付親会社）の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計画を定める。

② 株式交付親会社は、①の株式交付計画について、株主総会の特別決議による承認が必要。

③ 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者（株式交付子会社の株主）に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない（通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書で代用することも可能である）。

④ 株式交付親会社の株主、債権者保護のため、①の株式交付計画の内容の開示手続、反対株主の買取請求権、債権者異議手続などが設けられる。

⑤ 効力発生日において、申込みのあった株式交付子会社の株主は、株式交付親会社の株主となり、株式交付親会社は、申込みのあった株式交付子会社の株主の株式を取得する。

試案第2は、株式を対価とする買取により円滑に他の株式会社を子会社とすることができるようにするため、株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、現行会社法199条1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができる制度として、「株式交付」に関する規律を新たに設けるものとしている。本制度は、「部分的な株式交換」として、株式交換のような組織法上の行為と同様の性質を有すると考えられるということを基礎にしているという（補足説明57頁）。なお、株式交付においては、株式交換とは異なり、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものではないことから、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとはせず、当該株式を有する者から個別に譲り受けるものとしており、すなわち、株式交付については、株式交換とは異なり、株式交付親

会社と株式交付子会社との間に契約関係があることは要せず、株式交付親会社は、株式交付親会社と譲渡人との間の合意に基づき、株式交付子会社の株式を譲り受けるものとしている（補足説明57頁）。さらに、公開買付規制（金融商品取引法27条の2以下）の対象となることがあるので、上場会社を株式交付のターゲット会社とする場合、当然、その会社の3分の1を超える株式を買い付けることになり、かつ有価証券をもって対価するので、公開買付規制（金商法27条の2第1項3号、27条の4）に服することになる。

以上について、日弁連の意見はすべて試案に賛成しているが（53～61頁）、私見はこれについて特に異論はない。

（３） その他

- ① 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解
- ② 議決権行使書面の閲覧等
- ③ 株式の併合等に関する事前開示事項
- ④ 新株予約権に関する登記
- ⑤ 代表者の住所が記載された登記事項証明書
- ⑥ 会社の支店の所在地における登記の廃止

まず、①（試案第3の1）は、責任追及等の訴えに係る訴訟において和解ができることは、会社法で認められていたが（会850条）、その手続について、監査役設置会社については監査役（監査役が2人以上あるときは各監査役）の同意を、監査等委員会設置会社については各監査等委員の同意を、指名委員会等設置会社については各監査委員の同意を、それぞれ得なければならないとするものである。責任追及等の訴えに係る訴訟への会社の補助参加（会849条3項）、取締役・執行役の責任の一部免除（会425条3項、426条2項）の場合と平仄を合わせるものであるという（補足説明64頁）。

日弁連（61頁）と同様、改正の方向で異論はないが、私見は、前提である、株主代表訴訟で和解できるとする会社法850条（その前身である平成13年商法改正）自体に反対する（民事訴訟法学者の多くが反対した例外を会社法は会社実務におもねて規定している）。なお、現行法を基本的に維持する場合でも、裁判所の関与を強化すべきである。

次に、②（試案第3の2）は、議決権行使書面の閲覧について、当該請求の理由に明らかにする必要性について私見は疑問である（権利濫用で対処すればよい）が、拒否事由を定めるにしても、アについては日弁連の支持するB案（当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき）に賛成し、その他の拒否事由であるイーエについても日弁連の見解（62～64頁）と同様賛成である。

また、③（試案第3の3）は、現金を対価とする少数株主の締出しのために株式の併合及び全部取得条項付種類株式の取得を行うに際してする端数処理手続として任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等についての開示を充実させることについては、日弁連（64頁）と同様賛成であるが、私見は、このような手段による少数株主の締出しは違法であると考える。

さらに、④（試案第3の4）は、新株予約権の払込金額を登記事項とする案について賛否を問うものであるが、日弁連（65頁）と同様、B案（登記事項とする）に賛成である。

もう1つ、④（試案第3の4）は、株式会社の代表者（代表取締役・代表執行役）の住所についてプライバシー保護の観点から登記事項証明書（又はアクセス対象）から外すというのが、試案の趣旨であろうが、基本的に反対する日弁連の意見（66～68頁）にあるように、私人の裁判を受ける権利（憲法32条）に密接に関連し、また消費者被害の救済のためにも、弁護士に対しては最低限認めるべきであろう。（法的）利害関係者に限るとする試案について、日弁連はその範囲について柔軟な解釈・運用がなされる

必要があるとするが（68頁）、やや説得力を欠くように思える。

最後に、⑤（試案第3の5）は、会社の支店の所在地における登記の廃止（会社法930条～932条の削除）を提案するものであるが、登記情報提供サービスやインターネット利用できる環境の下、支店登記における登記事項証明書交付請求事例が少ないことに鑑み、これに賛成する日弁連の意見（68頁）に異論はない。

四 結語

以上、試案の各条項が本当に会社＝株主共同の利益に結び付く改革なのか、あるいは単に経営者の便宜のための改革に過ぎないのかという観点から、試案内容を検討してきた。換言すれば、平成26年改正法において、「日本企業に対する内外の投資家からの信頼が高まり、日本企業に対する投資が促進され、ひいては、日本経済の成長に寄与する」ことが期待されたように、せめて次回会社法改正の内容が平成26年改正法と同じような期待に結び付くような試案内容となっているのかを問題とすべきである。

以上の観点からすれば、「試案」は全体として経営者の便宜のための改正案が多く、相対的に、コーポレート・ガバナンス改革を通じた会社利益（健全性・効率性確保）の増進に直結した改正案が少ないことに失望の念を持たざるを得ない⁹。

なお、会社法の問題ではないが、社債、株式等振替法の総株主通知、個

9 法務省法制審議会の会社法関係部会の構成について、会社関係者の参加は最小限とし、客観的、第三者性を有する学者等の一般投資者（国民）の意見を代表する有識者を多数入れるべきである。会社実務を最優先に考える立場が真の（最終的）会社出資者である国民の意見を代表するものとはいえない。日弁連には、いたずらに会社実務におもねることなく、国民の権利保護と正義の実現という職務を果たすという立場から、グローバル・スタンダードに従った会社法の基本理念に立ち返った試案の検討をお願いしたい。

別株主通知制度は、名義書換の趣旨に反し、株主に一方的不利益を強いるものであり（裁判官を無駄に悩ませてもある）、改廃の方向で検討すべきである。

（参考）会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定め

- ① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができるものとする。

（注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項

第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とするものとする。とすることが考えられる。

- ② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。
- ③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式（振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

2 電子提供措置

① ①による定款の定めがある株式会社を取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならないものとする。

ア 会社法第298条第1項各号に掲げる事項

イ 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

（注） 会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとする。

ウ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

エ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領

オ 株式会社が取締役会設置会社

である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）

である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

キ アからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

② ①の「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日の4週間前
の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【B案】 株主総会の日の3週間前
の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

3 株主総会の招集の通知

（1） 発送期限

①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項

各号に規定する場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、同条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】株主総会の日の4週間前まで

【B案】株主総会の日の3週間前まで

【C案】株主総会の日の2週間前まで

(2) 記載事項

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、同条第4項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

- ① 株主総会の日時及び場所
- ② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

((2)の注)

本文の事項のほか、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない事項としては、例えば、次のものとして考えられる。

ア 会社法第298条第1項第3号

に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限

ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容

(ア) 代理人による議決権の行使に関する事項

(イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

(1) 会社法第301条第1項の特則等

① 1 ①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。

② 1 ①による定款の定めがある株式会社における会社法第305条第1項の適用については、同項中「そ

の通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

(2) 書面交付請求

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に對し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

(注1) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。

(注2) 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

- ② 取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日の2週間前までに、①による請求（以下「書面交付請求」という。）をした株主（当該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための同法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。）に對し、①の

書面を交付しなければならないものとする。

(注) ①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事

項に含めて電子提供措置を採ったこと。

6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

(第1の後注1)

種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。

(第1の後注2)

開示用電子情報処理組織(EDINET)の利用の可否等については、なお検討する。

(第1の後注3)

会社法第299条第3項の承諾をした株主に関して、例えば、次のような見直しをすることがどうかについては、なお検討する。

ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項

の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。

イ 電子提供措置を採る場合には、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、4(2)①の書面を交付することを要しないものとする。

(第1の後注4)

株主総会資料の電子提供制度といわゆるウェブ開示によるみなし提供制度

(会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項から第6項まで。以下単に「みなし提供制度」という。)を併存させるものとするかどうかなど、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴うみなし提供制度の見直しの要否等については、なお検討する。

第2 株主提案権

1 提案することができる議案の数

【A1案】取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)及び会計監査人(以

下1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【A2案】取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えられないものとする。

【B1案】取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【B2案】取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えられないものとする。

（1の注）

定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものと

する旨の明文の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

（第2の後注）

株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しをするものとするかどうかについては、なお検討する。

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセン

タイプの付与

1 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

（注1）「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、

(5)④に規定する業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

（注2）一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総

会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱

② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限

③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容

((2)の注1)

①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

((2)の注2)

(4)のA案のような見直しをしないものとする場合においては、①中「報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とあるのは、「報酬等のうち当該株式会社の株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とするものとする。

（(2)の注3）

報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

- ① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以下A案において同じ。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定め

なければならないものとする。

- ② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。

- ③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

（(3)の注）

上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)③参照

(4) 株式報酬等

【A案】(2)のような見直しをするものとする場合において、次のような見直しをするものとする。

- ① (2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込み

を要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該株式を引き受けることができないものとする。

- ② (2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

(A案の注)

①の株式が発行された場合及び
②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえ、なお検討する。

【B案】A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】現行法の規律を見直さないものとする。

(5) 情報開示の充実

会社役員の報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事

業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
- ④ 業績連動報酬等（株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。）に関する事項
- ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
- ⑥ 報酬等の種類ごとの総額

((5)の注)

上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償

することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。

ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）

（ア） 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。

（イ） 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。

イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に對して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）

（ア） 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

（イ） 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失

② 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

（注） 補償契約に基づく補償について、次のような規律のうちいずれを設けるかについては、なお検討する。

ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないものとする。

イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

ウ ①アの費用についての補償契

約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。

- ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

- ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

（注） 民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた補償契約の締結については、適用しないものとする。

- ⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該補償契約の相手方

イ 当該補償契約の内容の概要
（当該補償契約によって当該役

員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

（⑤の注）

上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

（ア） 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合（当該役員等が和解をした場合を含む。）又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合において、株式会社がこれについて補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

（イ） 当該事業年度において、株式会社が補償契約に基づき①イの損失を補償したときは、その相手方及び額

3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

① 役員等賠償責任保険契約とは、

以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社に保険契約者とするものをいうものとする。

ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社に被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

（①の注）

役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任すること

ができないものとする。

④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。

ア ①アの保険契約であって、取締役又は執行役を被保険者とするもの

イ ①イの保険契約であって、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

（④の注）

平成29年法律第44号による改正後の民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によってその内容を定めた役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しないものとする。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約

の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

（⑤の注）

上記のほか、当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。）と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締

役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。

② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

（1の注）

指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合についても、上記①及び②と同様の規律を設けるものとする。

2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任する

ことができるものとする。

（注）「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

3 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】現行法の規律を見直さないものとする。

第3部 その他

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

(2) 債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

（注）例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

(3) 社債管理補助者の義務

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

(4) 社債管理補助者の権限等

① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。

② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。

ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限

イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限

ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限

エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限

(②の注)

社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条第2項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。

③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によ

らなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア ②イの行為であって、次に掲げるもの

(ア) 当該社債の全部について
その支払の請求

(イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

(ウ) 当該社債の全部について
する訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に
属する行為((ア)及び(イ)
の行為を除く。)

イ ②ウ及びエの行為

(③の注)

社債権者集会において②ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。

④ 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする。

(5) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

(6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合

① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。

② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(9) 社債管理補助者の辞任等

① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなけ

ればならないものとする。

② ①にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。

③ ①にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

④ 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。

((9)の注)

上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定（会社法第713条）及び事務の承継に関する規定（同法第714条）と同様の規定を設けるものとする。

(10) 社債権者集会の招集等

① 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

② 社債管理補助者は、①の請求を受けた場合に限り、社債権者集会

を招集することができるものとする。

③ ②にかかわらず、社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るため、これを招集することができるものとする。

④ 社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議は、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

(10)の注)

上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）及び報酬に関する規定（同法第741条）と同様の規定を設けるものとする。

(11) 募集事項等

① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項を定めなければならない

ないものとする。

ア 社債管理補助者を定める旨

イ (4)②の権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 社債管理補助者が社債権者に報告し、又は(4)④の措置を採らなければならない事項及びその方法に関する委託契約の定めの内容

(①の注)

上記のほか、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項についても、定めなければならないものとすることが考えられる。

(ア) 委託契約において(4)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

(イ) (9)②の事由

② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所

イ 委託契約の内容

(②の注)

②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に

含めるものとする。

- ③ 振替機関は、振替社債（振替法第66条柱書きに規定する振替社債をいう。）について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、①ウの内容等を知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする（振替法第87条参照）。

2 社債権者集会

(1) 元利金の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてその債務の全部又は一部の免除を加えるものとする。

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

（注1） 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、

適用しないものとする。

- （注2） 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

1 定義等

- ① 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

（注） ①における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。

- ② 株式会社は、株式交付をするこ

とができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

2 株式交付計画

- ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所

イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項

エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該

株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等

オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項

カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）

キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

（①の注1）

株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。

（①の注2）

株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、オの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容を定

めなければならないものとする。

（①の注３）

オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数（（①の注２）の定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

（①の注４）

株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債（これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。）を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

- ② ①イの下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとする。

（注） ②における子会社は、会社

法第２条第３号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第３条第３項第１号に掲げる場合に限る。）における当該他の

会社等に限るものとする。

３ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

- ① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。

（注１） 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関するその他の事項も、①により通知すべき事項に含めるものとすることが考えられる。

（注２） 株式会社が①により通知すべき事項を記載した金融商品取引法第２条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して交付している場合等には、①の通知をすることは要しないものとする。

- ② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付

しなければならないものとする。

(注) ②の申込みをする者は、②の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみなすものとする。

③ 株式交付親会社は、②による申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が2①イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。

④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。

⑤ 申込者は、④の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

⑥ 譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が④により通知した数の株式を給付しなければならないものとする。

⑦ ③から⑥までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

（3の注1）

株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとすることが考えられる。

（3の注2）

株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場

合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

4 株式交付の効力の発生

- ① 3⑥による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。
- ② 3⑥による給付をした譲渡人は、効力発生日に、2①オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。
- ③ ①及び②は、効力発生日において株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。

（４の注）

株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

5 株式交付親会社の手続

- ① 株式交付親会社は、効力発生日

の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

（注） 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定め相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならないものとする。ことが考えられる。

- ② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

（注１） 株式交換に準じて、②の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律（いわゆる簡易手続に関する規定）を設けるものとする。

（注２） 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株

式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。

③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。

④ 株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

⑤ 株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べるすることができるものとする。

⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成

しなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならないものとすることが考えられる。

⑦ 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

⑧ 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等（会社法第828条第2項第1号に規定する株主等をいう。以下⑧において同じ。）であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

（第２の後注）

上記のほか、株式交付に関する
手続等について、所要の規定を設
けるものとする。

第３ その他

１ 責任追及等の訴えに係る訴訟にお
ける和解

株式会社が、当該株式会社の取締役
（監査等委員及び監査委員を除く。）、
執行役員及び清算人並びにこれらの者で
あった者（以下「取締役等」という。）
の責任を追及する訴えに係る訴訟にお
ける和解をするには、次に掲げる当該
株式会社の区分に応じ、①から③まで
に定める者の同意を得なければならな
いものとする。

- ① 監査役設置会社監査役（監査役
が二人以上ある場合にあっては、
各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査
等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査
委員

２ 議決権行使書面の閲覧等

- ① 会社法第311条第４項の請求を
する場合においては、当該請求の
理由を明らかにしてしなければなら
ないものとする。
- ② 株式会社は、会社法第311条第
４項の請求があったときは、次の

いずれかに該当する場合を除き、
これを拒むことはできないものと
する。

ア 【Ａ案】当該請求を行う株主
が株主総会の招集の手続
又は決議の方法（書面によ
る議決権の行使に関する
ものに限る。）に関する
調査以外の目的で請求を
行ったとき。

【Ｂ案】当該請求を行う株主
がその権利の確保又は行
使に関する調査以外の目
的で請求を行ったとき。

イ 当該請求を行う株主が当該株
式会社の業務の遂行を妨げ、又
は株主の共同の利益を害する目
的で請求を行ったとき。

ウ 当該請求を行う株主が議決権
行使書面の閲覧又は謄写によっ
て知り得た事実を利益を得て第
三者に通報するため請求を行っ
たとき。

エ 当該請求を行う株主が、過去
２年以内において、議決権行使
書面の閲覧又は謄写によって知
り得た事実を利益を得て第三者
に通報したことがあるものであ
るとき。

（２の注）

会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際してする端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。

4 新株予約権に関する登記

【A案】会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号ニ参照）は登記することを要しないものとする。

【B案】募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請

の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

（注）インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。